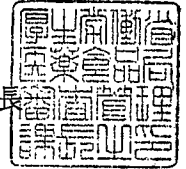


各都道府県薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



薬局製造販売医薬品の取扱いについて

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定による改正後の薬事法（以下「新法」という。）第22条の規定に基づき、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において販売又は授与することができる医薬品に係る承認・許可等に関して、今般、その取扱い方法を下記のとおり定めたので、貴職におかれては本件につき御了知の上、貴管内関係企業及び関係団体に周知を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう期されたい。

記

1. 薬局製造販売医薬品

(1) 品目

薬局製造販売医薬品（以下「薬局製剤」という。）とは、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、昭和55年10月9日付け薬発第1337号薬務局長通知「薬局製剤の承認・許可に関する取扱いについて」（平成8年3月28日一部改正）に基づく394品目（別紙1及び別紙2）を指すものであること。

(2) 販売方法等

薬局製剤については、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与するものであること。

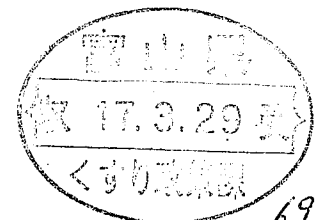
このため、薬局製剤を製造した当該薬局以外の他の薬局又は店舗で販売してはならないこと。

2. 製造販売承認等

(1) 承認の要否

薬局製剤394品目のうち、385品目（別紙1）については都道府県知事による薬局ごとの製造販売承認を要するものであること。

これ以外の9品目（別紙2）については、製造販売承認が不要であること。この場合、薬局ごとに都道府県知事にあらかじめ製造販売の届出を行う必要があること。



(2) 製造販売承認申請書

薬局製剤の製造販売承認申請書については、その名称を「薬局製剤製造販売承認申請書」とするなど、各都道府県において適宜、規則様式第22(1)を変更して差し支えないこと。

また、当該申請書に記載することとされている「成分及び分量又は本質」、「製造方法」、「効能又は効果」、「貯蔵方法及び有効期間」及び「規格及び試験方法」については、「薬局製剤指針による」と記載して差し支えないこと。

また、当該申請書に記載することとされている「原薬の製造所」については、省略して差し支えないこと。この場合であっても、製造販売しようとする薬局製剤の製造のために購入する当該製剤の原薬の製造所を把握しておくよう指導すること。

(3) 承認書

薬局ごとに製造販売承認することとしたことに伴い、薬局製剤の承認書については、薬局ごとに交付すること。

なお、承認書には承認取得者の氏名等とは別に、当該薬局の名称及び所在地を明記すること。

(4) 承認不要品目に係る製造販売届書

承認不要品目に係る薬局製剤の製造販売届書については、その名称を「薬局製剤製造販売届書」とするなど、各都道府県において適宜、規則様式第39(1)を変更して差し支えないこと。

また、当該届書に記載することとされている「成分及び分量又は本質」、「製造方法」、「効能又は効果」、「貯蔵方法及び有効期間」及び「規格及び試験方法」については、「薬局製剤指針による」と記載して差し支えないこと。

また、当該届書に記載することとされている「原薬の製造所」については、省略して差し支えないこと。この場合であっても、製造販売しようとする薬局製剤の製造のために購入する当該製剤の原薬の製造所を把握しておくよう指導すること。

なお、施行日前に薬局製剤の製造業許可を受けている薬局であって、施行日時点において、薬局製剤の製造販売業許可を受けたものとみなされるものについて、製造販売する薬局製剤のうち、承認不要品目に係る薬局製剤の届出は不要であること。

(5) 製造管理又は品質管理の方法

薬局製剤の製造販売承認においては、第14条第2項第4号の規定に基づく「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則」(平成16年厚生労働省令第179号)は適用しないこと。

(6) 承認の承継

薬局製剤については、薬局ごとに製造販売承認が必要であるとともに、当該薬局の開設者が変更となる場合は新規の開設許可が必要となることから、薬局製剤については、製造販売承認の承継は想定されないこと。

(7) 新規薬局開設許可の場合の取扱い

薬局製剤については、薬局ごとに承認を与えることとしたことから、薬局の移転、薬局の構造設備の改廃等により、新たに薬局の開設許可を要する場合には、薬局製剤の製造販売承認についても、新たに取得する必要があること。

また、薬局の許可を廃止する場合においては、当該薬局の許可の廃止の際に併せて当該薬局における薬局製剤の承認整理を行うよう指導すること。

(8) 製造販売業を行う旨の届出

薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条の規定により、現に改正法による改正前の薬事法(以下「旧法」という。)第12条の許可を受けている者であって、新法第12条の許可を

受けたものとみなされるものは、新法の施行の日（平成17年4月1日）後、旧法による許可に係る品目の製造販売を行おうとするときは、都道府県知事にその旨を届けることとされているが、薬局製剤に関しては、各都道府県知事において薬局製剤の製造販売を行う薬局の所在地等を把握していることから、この届出は不要であること。

### 3. 製造販売業許可

#### (1) 薬局ごとの許可

製造販売業許可制度の導入に伴い、薬局製剤を製造販売する場合においても、製造販売業の許可が必要となり、当該許可は都道府県知事が薬局ごとに与えるものであること

#### (2) 許可の基準

薬局製剤の製造販売業許可においては、第12条の2第1号及び第2号の規定に基づく「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令」（平成16年厚生労働省令第136号）及び「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令」（平成16年厚生労働省令第135号）は適用しないこと。

#### (3) 複数許可の取得

通常の製造販売業とは異なり、同一の者が複数の薬局における薬局製剤の製造販売業許可を受けることができること

#### (4) 許可申請書及び許可証

薬局製剤の製造販売業許可（更新）申請書及び製造販売業許可証については、その名称を「薬局製剤製造販売業許可（更新）申請書」又は「薬局製剤製造販売業許可証」とするなど、各都道府県において適宜、規則様式第9、第11又は第10（1）を変更して差し支えないこと。

#### (5) 新規薬局開設許可の場合の取扱い

薬局製剤については、薬局ごとに製造販売の許可を与えることとしたことから、薬局の移転、薬局の構造設備の改廃等により、新たに薬局の開設許可を要する場合には、薬局製剤の製造販売業許可についても、新たに取得する必要があること。

#### (6) 許可の有効期間

薬局製剤の製造販売業許可の更新については、新法第12条第2項に基づく令第3条により、その許可の有効期間は6年としたこと。

### 4. 製造業許可

#### (1) 薬局ごとの許可

薬局製剤の製造業許可については、これまでどおり、都道府県知事が薬局ごとに与えるものであること。

#### (2) 許可の基準

薬局製剤の製造業許可においては、薬局等構造設備規則第11条が適用されるものであること。

#### (3) 許可区分

薬局製剤については、規則第26条第1項第4号の許可の区分のほか、同条同項第3号の許可の区分（無菌医薬品の製造工程）が必要となるものもあるが、薬局製剤の製造業許可においては、これらの区分の許可を一括して与えて差し支えないこと。この場合、薬局製剤の製造業許可申請

書及び製造業許可証に記載することとされている、「許可の区分」については、「薬局製剤」など適宜、記載させ、又は記載すること。

(4) 許可申請書及び許可証

薬局製剤の製造業許可（更新）申請書及び製造業許可証については、その名称を「薬局製剤製造業許可申請書」又は「薬局製剤製造業許可証」とするなど、適宜、規則様式第12、第14又は第13を変更して差し支えないこと。

(5) 許可の有効期間

薬局製剤の製造業許可の更新については、新法第13条第3項に基づく令第10条により、その許可の有効期間は従来どおり6年であること。

5. 管理者

(1) 薬局製剤の製造管理者については、薬局等構造設備規則第11条の規定を踏まえ、薬局管理者が兼務すること。

(2) 薬局製剤の総括製造販売責任者については、当該薬局製剤の製造販売を行う薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから選任すること。

なお、同一の者が当該薬局における総括製造販売責任者、製造管理者及び薬局の管理者を兼務することができること。

6. 経過措置等

(1) 現に薬局製剤製造業許可を取得している者の取扱い

新法の施行の際現に薬局製剤に係る製造業許可を取得している者は、施行日時点において当該許可を取得している薬局ごとに薬局製剤の製造業及び製造販売業の許可を受けたものとみなされること。

(2) 現に薬局製剤製造承認を取得している者の取扱い

新法の施行の際現に薬局製剤の製造承認を取得している者は、施行日時点において当該承認取得者の開設する薬局ごとに薬局製剤の製造販売承認を受けたものとみなされること。

なお、この場合において、薬局製剤の製造承認書については、製造業及び製造販売業の許可を受けたものとみなされる薬局ごとに、当該承認書又はその写しを備え付けるよう指導すること。

(3) 出荷品の表示

新法の施行の際現に存する薬局製剤で、その容器・被包又は添付文書に旧法の規定に適合する表示がされているものについては、施行日から起算して2年間は、引き続き、旧法の規定に適合する表示がされているかぎり、新法の規定に適合する表示がされているものとみなされること。

(4) 表示済み包装資材の取扱い

薬局製剤の容器・被包又は添付文書であって、新法の施行の際現に旧法の規定に適合する表示がされているものが、施行日から起算して1年以内に薬局製剤の容器・被包又は添付文書として使用されたときは、施行日から起算して2年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がされている限り、新法の規定に適合する表示がされているものとみなされること。

(5) 施行前の承認・許可申請がなされたものの取扱い

新法の施行前にされた薬局製剤に係る承認・許可申請であって、施行の際、承認・許可をする

かどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例によること。

また、この場合において、新法の施行の日後に承認・許可がなされたものについては、新法における薬局製剤に係る承認、製造業又は製造販売業の許可を受けたものとみなされること。

なお、この場合における薬局製剤の承認及び製造販売業許可については、当該薬局製剤を施行日時点における当該申請者が開設する薬局ごとに、当該薬局製剤の製造販売承認及び製造販売業許可を受けたものとみなされること。

#### (6) 事前申請

薬局製剤の製造業・製造販売業・製造販売承認について、施行日前に事前申請することができること。

#### (7) 許可の更新

薬局製剤の許可の更新についても、平成16年12月10日薬食審査発第121001号医薬食品局審査管理課長通知「薬事法の改正に伴う医薬品等の製造業許可更新の取扱いについて」に準じて取り扱って差し支えないこと。

なお、この場合、当該通知の記の1中「5年」とあるのは「6年」と読み替えるものとする。

#### (8) 承認書記載整備の届出

薬局製剤については、薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第112号）附則第3条に基づく届出は不要であること。

### 7. その他

#### (1) 薬局製剤の販売名

新法の施行後に承認を取得しようとする薬局製剤の販売名については、同一の処方番号の製剤であっても、承認を取得する薬局ごとに異なる販売名にすること。

なお、施行日時点において薬局製剤の製造販売承認を受けたものとみなされるものの販売名については、適宜、承認を取得する薬局ごとに異なる販売名とするよう指導すること。

この場合及び薬局の名称変更に伴う薬局製剤の名称変更については、軽微変更届出の対象として差し支えないこと。

#### (2) 直接の容器・被包への記載事項

薬局製剤の直接の容器又は直接の被包に記載しなければならない「製造販売業者の住所」については、薬局製剤を製造販売する「薬局の所在地」を記載すること。

#### (3) 承認番号及び許可番号

承認番号及び許可番号については、平成17年1月17日付け薬食安発第0117001号「製造販売業を行う旨の届出等について」における「製造販売業許可番号付番にあたっての基本的考え方」を参考にするなどして、適宜、各都道府県において付番すること。

#### (4) 許可証の掲示

薬局製剤を製造販売する薬局においては、製造販売業許可証、製造業許可証及び薬局開設許可証を掲示しなければならないこと。

なお、新法の施行の際現に薬局製剤に係る製造業許可を取得している薬局においては、新法の施行の日後に初めて製造販売業許可を更新するまでの間は、製造業許可証及び承認書又はその写しを掲示することにより、製造販売業許可証の掲示がなされているものとみなされること。

## (別紙1) 製造販売を要する薬局製造販売医薬品

	薬局製剤指針による処方番号		薬局製剤指針による処方番号
1	催眠鎮静薬 1-①	55	胃腸薬 7-①
2	催眠鎮静薬 2-①	56	胃腸薬 8-②
3	催眠鎮静薬 3-①	57	胃腸薬 9-①
4	鎮暈薬 1-①	58	胃腸薬 10-②
5	解熱鎮痛薬 1-①	59	胃腸薬 11-①
6	解熱鎮痛薬 2-②	60	胃腸薬 12-②
7	解熱鎮痛薬 4-②	61	胃腸薬 13
8	かぜ薬 1-②	62	胃腸薬 14
9	かぜ薬 6-①	63	胃腸薬 15
10	解熱鎮痛薬 6-②	64	胃腸薬 16
11	解熱鎮痛薬 7-①	65	胃腸薬 17-①
12	解熱鎮痛薬 8-①	66	胃腸薬 18-①
13	解熱鎮痛薬 9-①	67	胃腸薬 19-②
14	かぜ薬 7-①	68	胃腸薬 20
15	かぜ薬 3-③	69	胃腸薬 21
16	かぜ薬 2-①	70	胃腸薬 22
17	かぜ薬 9	71	胃腸薬 23-①
18	かぜ薬 4-②	72	胃腸薬 24-②
19	かぜ薬 5-②	73	胃腸薬 25-②
20	眼科用薬 1-①	74	胃腸薬 26-①
21	耳鼻科用薬 1-①	75	胃腸薬 27-②
22	抗ヒスタミン薬 1-②	76	胃腸薬 28-①
23	抗ヒスタミン薬 2-①	77	胃腸薬 29-①
24	抗ヒスタミン薬 3-①	78	胃腸薬 30-①
25	抗ヒスタミン薬 4-①	79	胃腸薬 31-②
26	抗ヒスタミン薬 5-①	80	胃腸薬 32-②
27	血圧降下薬 1	81	胃腸薬 33
28	鎮咳去痰薬 1-①	82	胃腸薬 34-①
29	鎮咳去痰薬 2-①	83	胃腸薬 35-①
30	鎮咳去痰薬 3-①	84	胃腸薬 36-①
31	鎮咳去痰薬 4-②	85	胃腸薬 37-①
32	鎮咳去痰薬 5-②	86	胃腸薬 38-①
33	鎮咳去痰薬 6-①	87	外用痔疾用薬 1
34	鎮咳去痰薬 7-①	88	外用痔疾用薬 2
35	鎮咳去痰薬 8-①	89	外用痔疾用薬 3
36	鎮咳去痰薬 9-①	90	外皮用薬 1
37	鎮咳去痰薬 10-①	91	外皮用薬 2
38	鎮咳去痰薬 11-①	92	外皮用薬 3
39	鎮咳去痰薬 12-②	93	外皮用薬 4
40	鎮咳去痰薬 13-②	94	外皮用薬 5
41	鎮咳去痰薬 14-①	95	外皮用薬 6
42	吸入剤 1	96	外皮用薬 7
43	吸入剤 2	97	外皮用薬 8-②
44	歯科口腔用薬 1	98	外皮用薬 9-①
45	歯科口腔用薬 2	99	外皮用薬 10
46	歯科口腔用薬 3-①	100	外皮用薬 11-①
47	歯科口腔用薬 4	101	外皮用薬 12
48	歯科口腔用薬 5	102	外皮用薬 13
49	胃腸薬 1-①	103	外皮用薬 14-①
50	胃腸薬 2-②	104	外皮用薬 15
51	胃腸薬 3-②	105	外皮用薬 16-①
52	胃腸薬 4-②	106	外皮用薬 17
53	胃腸薬 5-①	107	外皮用薬 18-①
54	胃腸薬 6-②	108	外皮用薬 19

	薬局製剤指針による処方番号		薬局製剤指針による処方番号
109	外皮用薬 20 -①	165	その他 1 -①
110	外皮用薬 21 -①	166	かぜ薬 8 -①
111	外皮用薬 22 -①	167	解熱鎮痛薬 10
112	外皮用薬 23	168	解熱鎮痛薬 11 -①
113	外皮用薬 24 -①	169	ビタミン主薬製剤 1 -①
114	外皮用薬 25 -①	170	ビタミン主薬製剤 2 -①
115	外皮用薬 26	171	ビタミン主薬製剤 3 -①
116	外皮用薬 27 -①	172	ビタミン主薬製剤 4 -①
117	外皮用薬 28	173	ビタミン主薬製剤 5 -①
118	外皮用薬 29 -①	174	K 1
119	外皮用薬 30 -②	175	K 1 -①
120	外皮用薬 31 -①	176	K 2
121	外皮用薬 32 -①	177	K 3
122	外皮用薬 33 -①	178	K 4
123	外皮用薬 34 -①	179	K 5
124	外皮用薬 35 -①	180	K 5 -①
125	外皮用薬 36 -①	181	K 6
126	外皮用薬 37 -①	182	K 7
127	外皮用薬 38 -①	183	K 8
128	外皮用薬 39	184	K 9
129	外皮用薬 40 -②	185	K 10
130	外皮用薬 41 -②	186	K 11
131	外皮用薬 42 -①	187	K 11 -①
132	外皮用薬 43 -②	188	K 12
133	外皮用薬 44	189	K 13
134	外皮用薬 45	190	K 13 -①
135	外皮用薬 46	191	K 14
136	外皮用薬 47	192	K 15
137	外皮用薬 48	193	K 16
138	外皮用薬 49	194	K 17
139	外皮用薬 50	195	K 18
140	外皮用薬 51 -①	196	K 19
141	外皮用薬 52	197	K 20
142	外皮用薬 53 -①	198	K 21
143	外皮用薬 54 -①	199	K 22
144	外皮用薬 55 -①	200	K 23
145	外皮用薬 56	201	K 24
146	外皮用薬 57 -①	202	K 25
147	外皮用薬 58 -②	203	K 26
148	外皮用薬 59 -①	204	K 26 -①
149	外皮用薬 60 -①	205	K 27
150	外皮用薬 61 -①	206	K 28
151	外皮用薬 62 -①	207	K 29
152	外皮用薬 63	208	K 30
153	外皮用薬 64 -①	209	K 31
154	外皮用薬 65	210	K 32
155	外皮用薬 66	211	K 33
156	外皮用薬 67 -①	212	K 34
157	外皮用薬 68 -②	213	K 35
158	外皮用薬 69 -①	214	K 36
159	外皮用薬 70 -②	215	K 36 -①
160	外皮用薬 71 -①	216	K 37
161	鎮暈薬 2 -①	217	K 38
162	駆虫薬 1 -①	218	K 39
163	駆虫薬 2 -①	219	K 40
164	ビタミン主薬製剤 6	220	K 41

薬局製剤指針による処方番号		薬局製剤指針による処方番号	
221	K 42	277	K 93
222	K 43	278	K 94
223	K 44	279	K 95
224	K 45	280	K 96
225	K 46	281	K 97
226	K 47	282	K 98
227	K 48	283	K 99
228	K 49	284	K 100
229	K 50	285	K 101
230	K 51	286	K 101 -①
231	K 52	287	K 102
232	K 52 -①	288	K 103
233	K 53	289	K 104
234	K 54	290	K 105
235	K 55	291	K 106
236	K 56	292	K 107
237	K 57	293	K 108
238	K 58	294	K 109
239	K 59	295	K 110
240	K 60	296	K 111
241	K 61	297	K 112
242	K 62	298	K 113
243	K 63	299	K 114
244	K 63 -①	300	K 115
245	K 64	301	K 115 -①
246	K 65	302	K 116
247	K 66	303	K 117
248	K 67	304	K 118
249	K 68	305	K 119
250	K 69	306	K 120
251	K 70	307	K 121
252	K 71	308	K 122
253	K 72	309	K 123
254	K 72 -①	310	K 124
255	K 73	311	K 125
256	K 74	312	K 126
257	K 74 -①	313	K 127
258	K 75	314	K 128
259	K 76	315	K 129
260	K 77	316	K 130
261	K 78	317	K 131
262	K 79	318	K 132
263	K 80	319	K 133
264	K 81	320	K 134
265	K 82	321	K 135
266	K 83	322	K 136
267	K 84	323	K 137
268	K 85	324	K 138
269	K 86	325	K 139
270	K 87	326	K 140
271	K 88	327	K 141
272	K 88 -①	328	K 142
273	K 89	329	K 143
274	K 90	330	K 144
275	K 91	331	K 144 -①
276	K 92	332	K 145



薬局製剤指針による処方番号		薬局製剤指針による処方番号	
333	K 146	360	K 169
334	K 147	361	K 170
335	K 147 -①	362	K 171
336	K 148	363	K 172
337	K 149	364	K 173
338	K 150	365	K 174
339	K 151	366	K 175
340	K 152	367	K 176
341	K 153	368	K 177
342	K 154	369	K 178
343	K 155	370	K 179
344	K 155 -①	371	K 180
345	K 156	372	K 181
346	K 157	373	K 182
347	K 157 -①	374	K 182 -①
348	K 158	375	K 183
349	K 159	376	K 184
350	K 160	377	K 185
351	K 160 -①	378	K 186
352	K 161	379	K 187
353	K 162	380	K 188
354	K 163	381	K 189
355	K 164	382	K 190
356	K 165	383	K 191
357	K 166	384	K 192
358	K 167	385	K 192 -①
359	K 168		

(別紙2) 製造販売を要しない薬局製造販売医薬品

1	日本薬局方 吸水軟膏
2	日本薬局方 親水軟膏
3	日本薬局方 精製水
4	日本薬局方 単軟膏
5	日本薬局方 白色軟膏
6	日本薬局方 ハッカ水
7	日本薬局方 マクロゴール軟膏
8	日本薬局方 加水ラノリン
9	日本薬局方 親水ワセリン

様式第九（第十九条関係）

収 入  
証 紙

薬局製剤製造販売業許可申請書

主たる機能を有する事務所の名称				
主たる機能を有する事務所の所在地				
許 可 の 種 類				
総括製造販売責任者	氏 名	資 格	薬剤師免許登録年月日 年 月 日号 同番号第 号	
	住 所			
申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含む。）の欠格条項	(1) 法75条第1項の規定により取り消されたこと			
	(2) 禁錮以上の刑に処せられたこと			
	(3) 薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと			
	(4) 後見開始の審判を受けていること			
		薬局開設許可年月日	年	月 日
		許 可 番 号	第	号

上記により、薬局製剤製造販売業の許可を申請します。

年 月 日

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

名 称（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(TEL・FAX )

富山県知事 石井 隆一 殿

(注意)

- 「主たる機能を有する事務所の名称」欄には、薬局の名称を記載して下さい。
- 「主たる機能を有する事務所の所在地」欄には、薬局の所在地を記載して下さい。
- 「許可の種類」欄には、「薬局製剤」と記載して下さい。
- 「総括製造販売責任者」欄の氏名は薬局の管理薬剤師氏名、住所は管理薬剤師の住所を記載して下さい。
- 「申請者の欠格条項」欄の(1)欄から(4)までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にはその理由及び年月日を、(2)欄にはその罪、刑、刑の確定日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にはその違反の事実及び年月日を、(4)欄には「ある」と記載して下さい。
- 「備考」欄には、薬局の開設許可番号、許可年月日を記載して下さい。

様式第十一（第二十三条関係）

収 入  
証 紙

薬局製剤製造販売業許可更新申請書

許可番号及び年月日			
主たる機能を有する事務所の名称			
主たる機能を有する事務所の所在地			
許可の種類			
総括製造販売責任者	氏名	資格	薬剤師免許登録年月日 年 月 日 同番号第 号
	住所		
申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含む。）の欠格条項	(1) 法75条第1項の規定により取り消されたこと		
	(2) 禁錮以上の刑に処せられたこと		
	(3) 薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと		
	(4) 後見開始の審判を受けていること		
		薬局開設許可年月日	年 月 日
		許可番号	第 号

上記により、薬局製剤製造販売業の許可の更新を申請します。

年 月 日

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

名 称（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(TEL・FAX)

富山県知事 石井 隆一 殿

(注意)

- 「主たる機能を有する事務所の名称」欄には、薬局の名称を記載して下さい。
- 「主たる機能を有する事務所の所在地」欄には、薬局の所在地を記載して下さい。
- 「許可の種類」欄には、「薬局製剤」と記載して下さい。
- 「総括製造販売責任者」欄の氏名は薬局の管理薬剤師氏名、住所は管理薬剤師の住所を記載して下さい。
- 「申請者の欠格条項」欄の(1)欄から(4)までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にはその理由及び年月日を、(2)欄にはその罪、刑、刑の確定日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にはその違反の事実及び年月日を、(4)欄には「ある」と記載して下さい。
- 「備考」欄には、薬局の開設許可番号、許可年月日を記載して下さい。

様式第十二（第二十五条関係）

収 入  
証 紙

薬 局 製 剤 製 造 業 許 可 申 請 書

製 造 所 の 名 称				
製 造 所 の 所 在 地				
許 可 の 区 分				
製 造 所 の 構 造 設 備 の 概 要		薬局等構造設備規則第11条のとおり		
管理者又は	氏 名	資 格	薬剤師免許登録年月日 年 月 日 同番号第 号	
責任技術者	住 所			
申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含む。）の欠格条項	(1) 法第75条第1項の規程を以て取り消されたこと			
	(2) 禁錮以上の刑に處せられたこと			
	(3) 薬事には関係なく、又はこれに違反したこと			
	(4) 後見開始の審判を受けていること			
備 考	開設許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号			

上記により、薬局製剤製造業の許可を申請します。

年 月 日

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

名 称（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（TEL・FAX ）」

富山県知事 石井 隆一 殿

（注意）

- 「製造所の名称」欄には、薬局の名称を記載して下さい。
- 「製造所の所在地場所」欄には、薬局の所在地を記載して下さい。
- 「許可の区分」欄には、「薬局製剤」と記載して下さい。
- 「管理者又は責任技術者」欄の氏名は薬局の管理薬剤師氏名、住所は管理薬剤師の住所を記載して下さい。
- 「申請者の欠格条項」欄の（1）欄から（4）までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、（1）欄にはその理由及び年月日を、（2）欄にはその罪、刑、刑の確定日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、（3）欄にはその違反の事実及び年月日を、（4）欄には「ある」と記載して下さい。
- 「備考」欄には、薬局の開設許可番号、許可年月日を記載して下さい。

様式第十四 (第三十条関係)

収 入  
証 紙

薬局製剤製造業許可更新申請書

許可番号及び年月日			
製造所の名称			
製造所の所在地			
許可の区分			
製造所の構造設備の概要		薬局等構造設備規則第11条のとおり	
管理者又は 責任技術者	氏 名	資 格	薬剤師免許登録年月日 年 月 日 同番号第 号
	住 所		
申請者(法人にあつては、その業務を行う役員を含む。)の欠格条項	(1) 法第75条第1項の規程に 許可を取 られたこと	消さ	
	(2) 禁錮以上 の刑に せられた こと	刑にと	
	(3) 薬事には 関する 法令又は 処分によ り	法基反	
	(4) 後見開始 を受け て	審判こ	
備 考	開設許可年月日	年 月 日	
	許可番号	第 号	

上記により、薬局製剤製造業の許可の更新を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

名 称 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

(TEL・FAX )

富山県知事 石井 隆一 殿

(注意)

- 「製造所の名称」欄には、薬局の名称を記載して下さい。
- 「製造所の所在地場所」欄には、薬局の所在地を記載して下さい。
- 「許可の区分」欄には、「薬局製剤」と記載して下さい。
- 「管理者又は責任技術者」欄の氏名は薬局の管理薬剤師氏名、住所は管理薬剤師の住所を記載して下さい。
- 「申請者の欠格条項」欄の(1)欄から(4)までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にはその理由及び年月日を、(2)欄にはその罪、刑、刑の確定日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にはその違反の事実及び年月日を、(4)欄には「ある」と記載して下さい。
- 「備考」欄には、薬局の開設許可番号、許可年月日を記載して下さい。

様式第二十二（一）（第三十八条関係）

収 入  
証 紙

薬局製剤製造販売承認申請書

名 称	一 般 的 名 称			
	販 売 名	別紙のとおり		
成 分 及 び 分 量 又 は 本 質		薬局製剤指針による		
製 造 方 法		同 上		
用 法 及 び 用 量		同 上		
効 能 又 は 効 果		同 上		
貯 蔵 方 法 及 び 有 効 期 間		同 上		
規 格 及 び 試 験 方 法		同 上		
製造販売する品目の製造所	名 称	所在地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号
原薬の製造所	名 称	所在地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号
備 考	薬局の名称 許可年月日                      年                      月                      日 許可番号			

上記により、薬局製剤の製造販売の承認を申請します。

年                      月                      日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

名 称（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印

富山県知事 石井 隆一 殿

（注意）

- 1 「一般的名称」欄は記入する必要ありません。
- 2 「製造販売する品目の製造所」欄の「許可区分又は認定区分」欄には、「薬局製剤」と記載して下さい。
- 3 「原薬の製造所」欄は記入する必要はありません。
- 4 「備考」欄には、薬局の名称、薬局の許可番号、許可年月日を記載して下さい。
- 5 別紙の「左記品目の販売名」欄の1行目には、薬局の名称等該当する名称を記載して下さい。

(別紙)

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
1	催眠鎮静薬1-①	催眠剤1号A
2	催眠鎮静薬2-①	鎮静剤1号A
3	催眠鎮静薬3-①	催眠剤2号A
4	鎮暈薬1-①	よい止め1号
5	解熱鎮痛薬1-①	解熱鎮痛剤1号
6	解熱鎮痛薬2-②	解熱鎮痛剤8号
7	解熱鎮痛薬4-②	解熱鎮痛剤9号
8	かぜ薬1-②	感冒剤1号A
9	かぜ薬6-①	こども感冒剤1号A
10	解熱鎮痛薬6-②	解熱鎮痛剤5号A
11	解熱鎮痛薬7-①	解熱鎮痛剤2号A
12	解熱鎮痛薬8-①	解熱鎮痛剤3号A
13	解熱鎮痛薬9-①	解熱鎮痛剤4号A
14	かぜ薬7-①	こども感冒剤2号A
15	かぜ薬3-③	感冒剤3号A
16	かぜ薬2-①	感冒剤9号A
17	かぜ薬9	感冒剤2号A
18	かぜ薬4-②	感冒剤12号A
19	かぜ薬5-②	感冒剤13号A
20	眼科用薬1-①	硫酸亜鉛点眼液
21	耳鼻科用薬1-①	ナフゾリン・クロルフェニリン液
22	抗ヒスタミン薬1-②	アレルギー用剤4号
23	抗ヒスタミン薬2-①	アレルギー用剤3号
24	抗ヒスタミン薬3-①	鼻炎散1号
25	抗ヒスタミン薬4-①	アレルギー用剤2号A
26	抗ヒスタミン薬5-①	鼻炎散2号
27	血圧降下薬1	レセルピン散
28	鎮咳去痰薬1-①	鎮咳去痰剤1号
29	鎮咳去痰薬2-①	鎮咳去痰剤10号
30	鎮咳去痰薬3-①	鎮咳去痰剤11号
31	鎮咳去痰薬4-②	鎮咳去痰剤13号
32	鎮咳去痰薬5-②	鎮咳去痰剤14号
33	鎮咳去痰薬6-①	鎮咳去痰剤6号
34	鎮咳去痰薬7-①	鎮咳去痰剤7号
35	鎮咳去痰薬8-①	鎮咳去痰剤8号
36	鎮咳去痰薬9-①	鎮咳去痰剤9号
37	鎮咳去痰薬10-①	鎮咳去痰剤3号A
38	鎮咳去痰薬11-①	鎮咳去痰剤2号A
39	鎮咳去痰薬12-②	鎮咳去痰剤5号A
40	鎮咳去痰薬13-②	こどもせき止め1号
41	鎮咳去痰薬14-①	アンモニア・ウイキョウ精
42	吸入剤1	吸入剤1号
43	吸入剤2	吸入剤2号
44	歯科口腔用薬1	ピオクタニン液
45	歯科口腔用薬2	ミョウバン水
46	歯科口腔用薬3-①	複方ヨード・グリセリン
47	歯科口腔用薬4	プロテイン銀液
48	歯科口腔用薬5	ジブカイン・アネスタミン液
49	胃腸薬1-①	複方ロートエキス・ジブスターセ散
50	胃腸薬2-②	胃腸鎮痛剤2号A



一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
51	胃腸薬3-②	胃腸鎮痛剤3号A
52	胃腸薬4-②	// 胃腸鎮痛剤4号A
53	胃腸薬5-①	// 健胃消化剤1号A
54	胃腸薬6-②	// 胃腸鎮痛剤5号A
55	胃腸薬7-①	// センブリ・重曹散
56	胃腸薬8-②	// 胃腸鎮痛剤6号A
57	胃腸薬9-①	// 塩酸リモナーデ
58	胃腸薬10-②	// 胃腸鎮痛剤7号A
59	胃腸薬11-①	// 胃腸鎮痛剤1号
60	胃腸薬12-②	// 健胃剤2号A
61	胃腸薬13	// 便秘薬
62	胃腸薬14	// 複方ダ <sup>イ</sup> イ <sup>ウ</sup> ・セン散
63	胃腸薬15	// フェハ <sup>リ</sup> ン <sup>マ</sup> グ <sup>ネ</sup> シ <sup>ア</sup> 散
64	胃腸薬16	// 硫酸マグ <sup>ネ</sup> シ <sup>ウ</sup> ム水
65	胃腸薬17-①	// 便秘薬2号
66	胃腸薬18-①	// 下痢止め5号
67	胃腸薬19-②	// 下痢止め6号A
68	胃腸薬20	// 下痢止め3号
69	胃腸薬21	// 下痢止め4号
70	胃腸薬22	// オ <sup>ウ</sup> バ <sup>ク</sup> ・タ <sup>ン</sup> ナル <sup>ビ</sup> ソ <sup>ン</sup> ・ヒ <sup>ス</sup> マス散
71	胃腸薬23-①	// 健胃剤1号
72	胃腸薬24-②	// 健胃消化剤3号A
73	胃腸薬25-②	// 健胃消化剤4号A
74	胃腸薬26-①	// 複方ジ <sup>ア</sup> スター <sup>セ</sup> ・重曹散
75	胃腸薬27-②	// 健胃消化剤5号A
76	胃腸薬28-①	// ロ <sup>ト</sup> エキス・重曹・ケ <sup>イ</sup> 酸 <sup>アル</sup> ミ散
77	胃腸薬29-①	// 複方ロ <sup>ト</sup> エキス・水酸化 <sup>アル</sup> ミ散
78	胃腸薬30-①	// ロ <sup>ト</sup> エキス散
79	胃腸薬31-②	// 健胃剤3号A
80	胃腸薬32-②	// ガ <sup>ジ</sup> ユ <sup>ツ</sup> ・三 <sup>黄</sup> 散
81	胃腸薬33	// ト <sup>ウ</sup> ヒシロ <sup>ッ</sup> プ
82	胃腸薬34-①	// 制酸剤1号
83	胃腸薬35-①	// 制酸剤2号
84	胃腸薬36-①	// 制酸剤3号
85	胃腸薬37-①	// 制酸剤4号
86	胃腸薬38-①	// 整腸剤1号
87	外用痔疾用薬1	// ヘ <sup>モ</sup> 坐 <sup>剤</sup> 1号
88	外用痔疾用薬2	// ヘ <sup>モ</sup> 坐 <sup>剤</sup> 2号
89	外用痔疾用薬3	// ヘ <sup>モ</sup> 軟 <sup>膏</sup> 1号
90	外皮用薬1	// 塩化ベン <sup>ザ</sup> ル <sup>コ</sup> ニ <sup>ウ</sup> ム液
91	外皮用薬2	// 塩化ベン <sup>ゼ</sup> ト <sup>ニ</sup> ウ <sup>ム</sup> 液
92	外皮用薬3	// ア <sup>ク</sup> リ <sup>ノ</sup> ール液
93	外皮用薬4	// マ <sup>ー</sup> キ <sup>ュ</sup> ロ <sup>ク</sup> ロ <sup>ム</sup> 液
94	外皮用薬5	// ク <sup>レ</sup> ゾ <sup>ール</sup> 水
95	外皮用薬6	// 希 <sup>ヨ</sup> ード <sup>チ</sup> ン <sup>キ</sup>
96	外皮用薬7	// 消毒用エ <sup>タ</sup> ノ <sup>ール</sup>
97	外皮用薬8-②	// ア <sup>ク</sup> リ <sup>ノ</sup> ール・ハ <sup>ネ</sup> ー
98	外皮用薬9-①	// 塩化アル <sup>ミ</sup> ニ <sup>ウ</sup> ム・ベン <sup>ザ</sup> ル <sup>コ</sup> ニ <sup>ウ</sup> ム液
99	外皮用薬10	// ビ <sup>オ</sup> ク <sup>タ</sup> ニ <sup>ン</sup> ・Z <sup>・</sup> W軟 <sup>膏</sup>
100	外皮用薬11-①	// A <sup>・</sup> E <sup>・</sup> P軟 <sup>膏</sup>

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
101	外皮用薬 12	アクリノール・チンク油
102	外皮用薬 13	// 複方アクリノール・チンク油
103	外皮用薬 14 -①	// コーチ・Hクリーム
104	外皮用薬 15	// R・M軟膏
105	外皮用薬 16 -①	// スルワ・Z軟膏
106	外皮用薬 17	// アクリノール・亜鉛華軟膏
107	外皮用薬 18 -①	// 複方サリチル酸メチル精
108	外皮用薬 19	// 複方ヨード・トリカゲリ精
109	外皮用薬 20 -①	// コーチ・P軟膏
110	外皮用薬 21 -①	// パック用複方オウバク散
111	外皮用薬 22 -①	// U10・ローション
112	外皮用薬 23	// GL・P・Z液
113	外皮用薬 24 -①	// フェノール・亜鉛華リメント
114	外皮用薬 25 -①	// ジフェニト・ラミン・フェノール・亜鉛華リメント
115	外皮用薬 26	// チンク油
116	外皮用薬 27 -①	// B・D液
117	外皮用薬 28	// 亜鉛華軟膏
118	外皮用薬 29 -①	// A・E・Z・P軟膏
119	外皮用薬 30 -②	// インドメタシン外用液
120	外皮用薬 31 -①	// コーチ・M軟膏
121	外皮用薬 32 -①	// コーチ・V軟膏
122	外皮用薬 33 -①	// コーチ・ケリチ・M軟膏
123	外皮用薬 34 -①	// コーチ・Z・GT・V軟膏
124	外皮用薬 35 -①	// コーチ・Z・Hクリーム
125	外皮用薬 36 -①	// ヒト・ロルチゾン・ジフェニト・ラミン軟膏
126	外皮用薬 37 -①	// B・Z・Aクリーム
127	外皮用薬 38 -①	// B・Z・M軟膏
128	外皮用薬 39	// チンク油・Z軟膏
129	外皮用薬 40 -②	// トルナフトート液
130	外皮用薬 41 -②	// ハクセン・P軟膏
131	外皮用薬 42 -①	// R・D・Z軟膏
132	外皮用薬 43 -②	// コーチ・ケリチ・Hクリーム
133	外皮用薬 44	// 亜鉛華デンプン
134	外皮用薬 45	// サリチル・ミョウバン散
135	外皮用薬 46	// サリチル・ソルソ液
136	外皮用薬 47	// 複方チアントール・サリチル酸液
137	外皮用薬 48	// サリチル酸精
138	外皮用薬 49	// 複方サリチル酸精
139	外皮用薬 50	// ヨード・サリチル酸・フェノール精
140	外皮用薬 51 -①	// サリチチ・V軟膏
141	外皮用薬 52	// イウ・サリチル酸・チアントール軟膏
142	外皮用薬 53 -①	// ハクセン・V軟膏
143	外皮用薬 54 -①	// ハクセン・Z軟膏
144	外皮用薬 55 -①	// カトリマゾール・M軟膏
145	外皮用薬 56	// 複方ベンゼトニウム・タルク散
146	外皮用薬 57 -①	// グリセリンカリ液
147	外皮用薬 58 -②	// D・コーチ・Hクリーム
148	外皮用薬 59 -①	// ステアリル酸・グリセリンクリーム
149	外皮用薬 60 -①	// コーチ・Z軟膏
150	外皮用薬 61 -①	// E・V軟膏

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
151	外皮用薬62-①	U・E・Hクリーム
152	外皮用薬63	// クロール・サリチル酸精
153	外皮用薬64-①	// トウガラシ・サリチル酸精
154	外皮用薬65	// サリチル酸・フェノール軟膏
155	外皮用薬66	// イオウ・カンフルローション
156	外皮用薬67-①	// U・Hクリーム
157	外皮用薬68-②	// イントメタゾン・M軟膏
158	外皮用薬69-①	// デキサメタゾン・P軟膏
159	外皮用薬70-②	// デキサメタゾン・Hクリーム
160	外皮用薬71-①	// 皮膚消毒液
161	鎮量薬2-①	// よい止め2号
162	駆虫薬1-①	// カイン酸・サトニシ散
163	駆虫薬2-①	// サトニシ散
164	ビタミン主薬製剤6	// 混合ビタミン剤5号
165	その他1-①	// 内服用皮膚剤1号A
166	かぜ薬8-①	// 感冒剤14号A
167	解熱鎮痛薬10	// 解熱鎮痛剤6号
168	解熱鎮痛薬11-①	// 解熱鎮痛剤7号A
169	ビタミン主薬製剤1-①	// 混合ビタミン剤2号A
170	ビタミン主薬製剤2-①	// 混合ビタミン剤3号A
171	ビタミン主薬製剤3-①	// 混合ビタミン剤1号
172	ビタミン主薬製剤4-①	// 混合ビタミン剤4号
173	ビタミン主薬製剤5-①	// ニンジン・E散
174	K 1	// 安中散料
175	K 1-①	// 安中散
176	K 2	// 胃風湯
177	K 3	// 胃苓湯
178	K 4	// 茵陳蒿湯
179	K 5	// 茵陳五苓散料
180	K 5-①	// 茵陳五苓散
181	K 6	// 温経湯
182	K 7	// 温清飲
183	K 8	// 温胆湯
184	K 9	// 黄耆建中湯
185	K 10	// 黄芩湯
186	K 11	// 応鐘散料
187	K 11-①	// 応鐘散
188	K 12	// 黄連阿膠湯
189	K 13	// 黄連解毒湯
190	K 13-①	// 黄連解毒散
191	K 14	// 黄連湯
192	K 15	// 乙字湯
193	K 16	// 化食養脾湯
194	K 17	// 藿香正気散
195	K 18	// 葛根黄連黄芩湯
196	K 19	// 葛根紅花湯
197	K 20	// 葛根湯
198	K 21	// 葛根湯加川芎辛夷
199	K 22	// 加味温胆湯
200	K 23	// 加味帰脾湯

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
201	K 24	加味逍遙散
202	K 25	// 加味逍遙散合四物湯
203	K 26	// 乾姜人参半夏丸料
204	K 26-①	// 乾姜人参半夏丸
205	K 27	// 甘草瀉心湯
206	K 28	// 甘草湯
207	K 29	// 甘麦大枣湯
208	K 30	// 桔梗湯
209	K 31	// 婦耆建中湯
210	K 32	// 婦脾湯
211	K 33	// 芎歸膠艾湯
212	K 34	// 芎歸調血飲
213	K 35	// 芎歸調血飲第一加減
214	K 36	// 響声破笛丸料
215	K 36-①	// 響声破笛丸
216	K 37	// 杏蘇散
217	K 38	// 苦参湯
218	K 39	// 驅風解毒湯
219	K 40	// 荊芥連翹湯
220	K 41	// 桂枝加黄耆湯
221	K 42	// 桂枝加葛根湯
222	K 43	// 桂枝加厚朴杏仁湯
223	K 44	// 桂枝加芍薬生姜人参湯
224	K 45	// 桂枝加芍薬大黄湯
225	K 46	// 桂枝加芍薬湯
226	K 47	// 桂枝加朮附湯
227	K 48	// 桂枝加竜骨牡蛎湯
228	K 49	// 桂枝加苓朮附湯
229	K 50	// 桂枝湯
230	K 51	// 桂枝人参湯
231	K 52	// 桂枝茯苓丸料
232	K 52-①	// 桂枝茯苓丸
233	K 53	// 桂枝茯苓丸料加薏苡仁
234	K 54	// 啓脾湯
235	K 55	// 荊防敗毒散
236	K 56	// 桂麻各半湯
237	K 57	// 鷄鳴散加茯苓
238	K 58	// 堅中湯
239	K 59	// 甲字湯
240	K 60	// 香砂平胃散
241	K 61	// 香砂養胃湯
242	K 62	// 香砂六君子湯
243	K 63	// 香蘇散料
244	K 63-①	// 香蘇散
245	K 64	// 厚朴生姜半夏人参甘草湯
246	K 65	// 五虎湯
247	K 66	// 牛膝散
248	K 67	// 五積散
249	K 68	// 牛車腎気丸
250	K 69	// 呉茱萸湯

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
251	K 70	五物解毒散
252	K 71	// 五淋散
253	K 72	// 五苓散料
254	K 72-①	// 五苓散
255	K 73	// 柴陷湯
256	K 74	// 柴胡加竜骨牡蛎湯
257	K 74-①	// 柴胡加竜骨牡蛎湯 (黄芩)
258	K 75	// 柴胡桂枝乾姜湯
259	K 76	// 柴胡桂枝湯
260	K 77	// 柴胡清肝湯
261	K 78	// 柴芍六君子湯
262	K 79	// 柴朴湯
263	K 80	// 柴苓湯
264	K 81	// 三黄散
265	K 82	// 三黄瀉心湯
266	K 83	// 酸棗仁湯
267	K 84	// 三物黄芩湯
268	K 85	// 滋陰降火湯
269	K 86	// 滋陰至宝湯
270	K 87	// 紫雲膏
271	K 88	// 四逆散料
272	K 88-①	// 四逆散
273	K 89	// 四君子湯
274	K 90	// 七物降下湯
275	K 91	// 柿蒂湯
276	K 92	// 四物湯
277	K 93	// 炙甘草湯
278	K 94	// 芍薬甘草湯
279	K 95	// 鷓鴣菜湯
280	K 96	// 十全大補湯
281	K 97	// 十味敗毒湯
282	K 98	// 潤腸湯
283	K 99	// 生姜瀉心湯
284	K 100	// 小建中湯
285	K 101	// 小柴胡湯
286	K 101-①	// 小柴胡湯 (竹参)
287	K 102	// 小柴胡湯加桔梗石膏
288	K 103	// 小承気湯
289	K 104	// 小青竜湯
290	K 105	// 小青竜湯加石膏
291	K 106	// 小青竜湯合麻杏甘石湯
292	K 107	// 小半夏加茯苓湯
293	K 108	// 消風散
294	K 109	// 升麻葛根湯
295	K 110	// 逍遙散
296	K 111	// 四苓湯
297	K 112	// 辛夷清肺湯
298	K 113	// 参蘇飲
299	K 114	// 神秘湯
300	K 115	// 参苓白朮散料

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
301	K115-①	参苓白朮散
302	K116	清肌安蛔湯
303	K117	清暑益氣湯
304	K118	清上蠲痛湯
305	K119	清上防風湯
306	K120	清心蓮子飲
307	K121	清肺湯
308	K122	折衝飲
309	K123	千金鷄鳴散
310	K124	錢氏白朮散
311	K125	疎經活血湯
312	K126	蘇子降氣湯
313	K127	大黃甘草湯
314	K128	大黃牡丹皮湯
315	K129	大建中湯
316	K130	大柴胡湯
317	K131	大半夏湯
318	K132	竹茹温胆湯
319	K133	治打撲一方
320	K134	治頭瘡一方
321	K135	中黃膏
322	K136	調胃承氣湯
323	K137	釣藤散
324	K138	猪苓湯
325	K139	猪苓湯合四物湯
326	K140	通導散
327	K141	桃核承氣湯
328	K142	当歸飲子
329	K143	当歸建中湯
330	K144	当歸散料
331	K144-①	当歸散
332	K145	当歸四逆加吳茱萸生姜湯
333	K146	当歸四逆湯
334	K147	当歸芍藥散料
335	K147-①	当歸芍藥散
336	K148	当歸湯
337	K149	当歸貝母苦參丸料
338	K150	独活葛根湯
339	K151	独活湯
340	K152	二朮湯
341	K153	二陳湯
342	K154	女神散
343	K155	人參湯
344	K155-①	理中丸
345	K156	人參養榮湯
346	K157	排膿散料
347	K157-①	排膿散
348	K158	排膿湯
349	K159	麥門冬湯
350	K160	八味地黃丸料

一連番号	薬局製剤指針による処方番号	左記品目の販売名
351	K160-①	八味地黄丸
352	K161	// 半夏厚朴湯
353	K162	// 半夏瀉心湯
354	K163	// 半夏白朮天麻湯
355	K164	// 白虎加桂枝湯
356	K165	// 白虎加人參湯
357	K166	// 白虎湯
358	K167	// 不換金正氣散
359	K168	// 茯苓飲
360	K169	// 茯苓飲加半夏
361	K170	// 茯苓飲合半夏厚朴湯
362	K171	// 茯苓瀉湯
363	K172	// 分消湯
364	K173	// 平胃散
365	K174	// 防已黃耆湯
366	K175	// 防已茯苓湯
367	K176	// 防風通聖散
368	K177	// 補氣建中湯
369	K178	// 補中益氣湯
370	K179	// 麻黃湯
371	K180	// 麻杏甘石湯
372	K181	// 麻杏薤甘湯
373	K182	// 麻子仁丸料
374	K182-①	// 麻子仁丸
375	K183	// 薏苡仁湯
376	K184	// 抑肝散
377	K185	// 抑肝散加陳皮半夏
378	K186	// 六君子湯
379	K187	// 立効散
380	K188	// 竜胆瀉肝湯
381	K189	// 苓姜朮甘湯
382	K190	// 苓桂甘棗湯
383	K191	// 苓桂朮甘湯
384	K192	// 六味地黄丸料
385	K192-①	// 六味地黄丸

様式第三十九（一）（第七十条関係）

収 入
証 紙

薬局製剤製造販売届書

製造販売業の許可の種類				
製造販売業の許可番号及び年月日				
名 称	一 般 的 名 称			
	販 売 名	別紙のとおり		
成分及び分量又は本質		薬局製剤指針による		
製 造 方 法		同 上		
用 法 及 び 用 量		同 上		
効 能 又 は 効 果		同 上		
貯蔵方法及び有効期間		同 上		
規 格 及 び 試 験 方 法		同 上		
製造販売する品目の製造所	名 称	所在地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号
原薬の製造所	名 称	所在地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号
備 考	薬局の名称 許可年月日                      年                      月                      日 許可番号			

上記により、薬局製剤の製造販売の届出をします。

年                      月                      日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

名 称（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

富山県知事 石井 隆一 殿

（注意）

- 1 「一般的名称」欄は記入する必要ありません。
- 2 「製造販売する品目の製造所」欄の「許可区分又は認定区分」欄には、「薬局製剤」と記載して下さい。
- 3 「原薬の製造所」欄は記入する必要はありません。
- 4 「備考」欄には、薬局の名称、薬局の許可番号、許可年月日を記載して下さい。



(別表) 承認を要しない医薬品

日本薬局方	吸水軟膏
日本薬局方	親水軟膏
日本薬局方	精製水
日本薬局方	単軟膏
日本薬局方	白色軟膏
日本薬局方	ハッカ水
日本薬局方	マクロゴール軟膏
日本薬局方	加水ラノリン
日本薬局方	親水ワセリン